

平成24年3月19日 第26号
発行：東京二十三区清掃一部事務組合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
TEL 03-6238-0613~5 FAX 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

宮城県女川町の災害廃棄物の受入れについて

清掃一組では、特別区長会の確認により特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県が締結した「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意」に基づき、東日本大震災により発生し、広域的に処理することが必要な宮城県女川町の災害廃棄物を、当組合の清掃工場を受入処理することといたしました。平成24年2月から、清掃工場所在区の16区において、区、東京都及び清掃一組の合同説明会を計22回開催し、平成24年3月から稼働中の清掃工場を受入れを始めています。

1. 受入れまでの経緯

清掃一組では災害廃棄物の受入れに当たり、災害廃棄物を焼却処理した影響を確認するために、第一ステップとして、平成23年9月に、石巻広域クリーンセンターにおいて女川町が実施した焼却試験の結果を清掃一組として評価しました。この結果、通常ごみ焼却時及び清掃一組の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られないことを確認しました。

次に、第二ステップとして、災害廃棄物を清掃一組の清掃工場で焼却処理するのに先立ち、女川町からの廃棄物を法令や清掃一組が定める管理基準に適合した処理ができることを清掃工場において確認するために、平成23年12月に大田清掃工場、品川清掃工場での試験焼却を実施しました。通常の23区からの可燃ごみに対し、災害廃棄物（木くず等）をおおむね20%の混合比率で焼却した結果、法令等に適合した処理ができました。また、ごみ焼却の状況は通常ごみ焼却時と同程度であることを確認しました。

品川清掃工場での試験焼却の様子（平成23年12月）



女川町から鉄道で東京まで運ばれたコンテナを車に積み替えて工場に搬入しました。



ごみバンカの中で、通常の可燃ごみに災害廃棄物を20%混合させてから焼却しました。

2. 本格受入れの概要と受入計画等の公表について

清掃工場での女川町の災害廃棄物の受入れ概要は以下のとおりとなっています。

- (1) 受入期間 平成24年3月以降、平成25年3月まで
- (2) 受入工場 稼働中の全清掃工場
- (3) 受入量 1日平均150トン（当初は1日約60トン）
- (4) 焼却処理方法 焼却炉投入時における通常の可燃ごみに対する災害廃棄物の混合比率は10%以下とし、ごみバンカ内で混合・攪拌します。
- (5) 受入計画及び受入量の公表
 - ・毎月の受入計画を前月の20日を目途に、清掃一組ホームページに掲載します。
 - ・毎週の受入計画を前週の金曜日に、清掃一組ホームページに掲載します。
 - ・毎週の受入量を翌週の金曜日に、清掃一組ホームページに掲載します。

また、放射能濃度等の測定についても、引き続き定期的に測定を行い、詳しいデータを清掃一組ホームページで公表していきます。本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

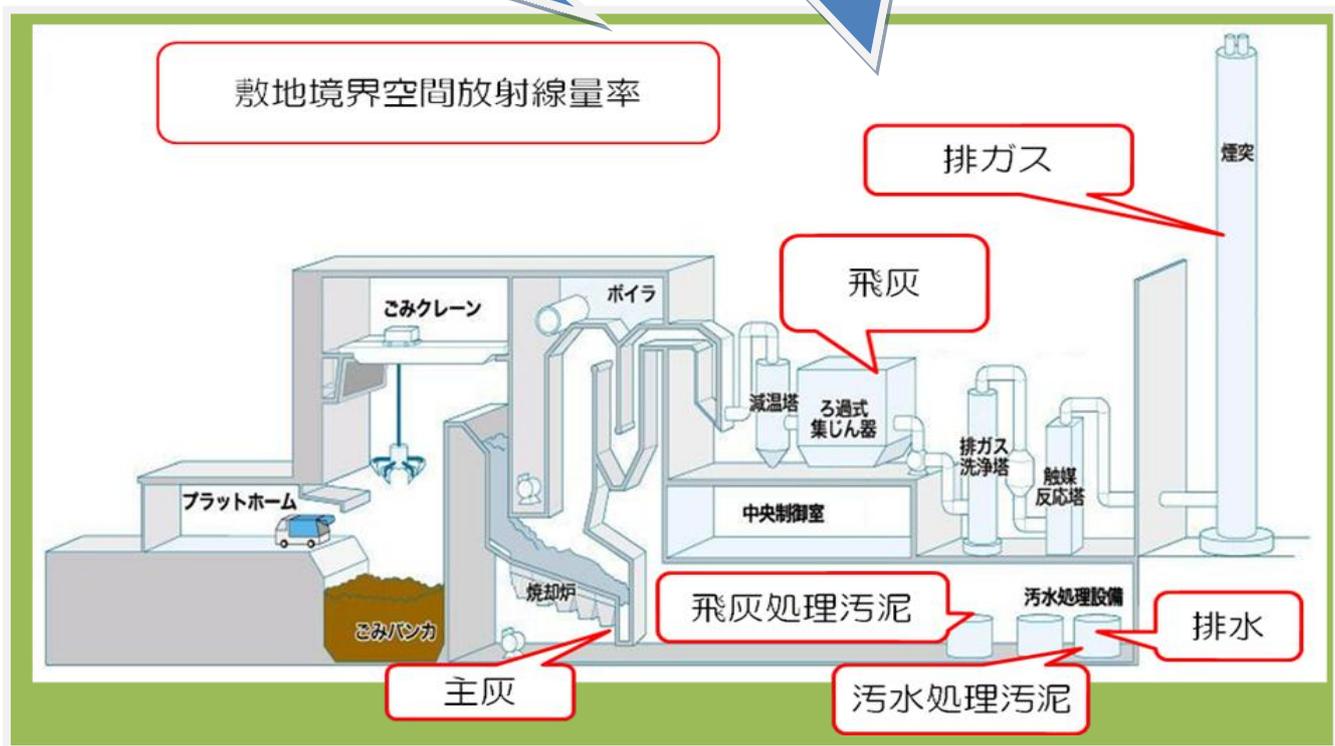
清掃工場での主な測定項目



(放射線量測定の様子)
清掃工場の敷地境界、東西南北の4地点と灰処理設備から最も離れた地点の5地点で測定をしています。



(排ガス測定の様子)
これまで清掃一組の清掃工場の排ガス測定では、放射性セシウムは全て不検出(検出下限値未満)でした。



清掃一組ホームページが大幅リニューアルします



清掃一組の公式ホームページは、平成12年度の開設以来、リニューアルを繰り返しながら様々な情報を発信してきましたが、平成24年3月26日、見やすさや迅速な情報発信を強化した、新しいホームページに生まれ変わります。

主な変更点は、①より情報を探しやすいトップページのレイアウト、サイト内検索の設置、②文字サイズや色合いの変更などアクセシビリティ（使いやすさ）対応、③外国語翻訳機能の設置、④ごみ処理が楽しく学べる新規コンテンツの設置などです。清掃工場などの維持管理状況や、放射能等測定の結果などを迅速に情報提供することに加え、楽しみながら23区のごみ処理が学べるコンテンツや、清掃一組の事業内容をわかりやすく紹介する

ページも充実させています。新しくなった清掃一組公式ホームページをぜひご覧ください。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/> * トップページアドレスに変更はありません。

東京二十三区清掃一部事務組合議会報告

平成23年第4回定例会と平成24年第1回定例会の主な議事内容は、以下のとおりです。

◆平成23年第4回定例会（平成23年12月21日開催）

○議案・報告

番号	件名	概要	結果
議案28	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成23年特別区人事委員会勧告を踏まえ、給料表等を改正する	可決
議案29	新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	定期補修及びその他整備工事契約金額6億4,575万円	可決

○陳情

番号	件名	議決等の結果
平成23年陳情第1号	目黒清掃工場建て替えに伴う生ごみ再資源化を求める陳情	不採択

閉会中の継続調査

1. 運営委員会 ・ 議会の運営連絡等について

○選挙などの結果

財務委員会において副委員長の互選が行われました。

◆平成24年第1回定例会（平成24年2月21日開催）

○議案・報告

番号	件名	概要	結果
議案1	平成23年度 東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）	補正予算額 47億9,600万円 補正後予算額 781億600万円	可決
議案2	平成24年度 東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	予算額 767億8,900万円 対前年度比較 34億7,900万円	可決
議案3	平成24年度 東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	特別区分担金額 414億3,700万円 対前年度比較 12億8,200万円	可決
議案4	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正され、技術管理者の資格を条例で定めることとなったため、条例の規定を整備する。施行期日：平成24年4月1日	可決
議案5	訴えの提起について	廃棄物処理手数料の度重なる滞納が見受けられる事業者に対し、納付交渉の結果、未納手数料に関する分割納付を約したが、納付期限までに納付されず、全額回収の目的が立たない状況となっているため、未納手数料及びこれに対する延滞金の支払いを求める訴えを提起する。	可決

閉会中の継続調査

1. 運営委員会 ・ 議会の運営連絡等について

清掃一組施設への持込ごみ（事業系一般廃棄物）と廃棄物処理手数料について

23区内での事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物の中には、清掃一組の処理施設に直接搬入（持込み）されているものがあります。

この持込みの形態としては、排出事業者が、自らが行う『自己持込み』と、一般廃棄物収集運搬業者（各区が収集運搬の許可をした「許可業者」）に排出事業者が委託をして行う『許可業者持込み』があります。さらに持込み頻度によって『継続持込み』と『臨時持込み』に分けられます。

『継続持込み』は、事業者が継続的（概ね1週間に1回以上）に清掃一組の処理施設への持込みを行う場合で、清掃一組に申請の上、事前承認を受け、定められた搬入計画に従い持込みます。事業者には承認時にICカード（一般廃棄物継続持込承認カード）を交付します。

『継続持込み』の廃棄物処理手数料は、搬入時にICカードを使用し、月ごとの搬入量に基づいて翌月に1か月単位で納入することを原則としています。

『臨時持込み』は『継続持込み』以外の形態で、廃棄物が発生した区の清掃事務所が申請書と廃棄物の内容を事前確認します。清掃一組は処理施設で申請書を受理の上承認し、廃棄物を受け入れます。『臨時持込み』の場合の廃棄物処理手数料は、持込みの都度、現金による納入を原則としています。

清掃一組が定める廃棄物処理手数料は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物ともに1kgにつき14.5円、管路収集は32.5円となっており（平成24年3月現在）、平成22年度の廃棄物処理手数料収入の決算額は、138億7,700万円、清掃一組の歳入全体の17%を占めています。